会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和5年9月26日

奄美市農業委員会

第9回定例総会議事録

署名委員 柿園 三十昭

署名委員 大瀬 信昭

奄美市農業委員会第9回定例総会議事録

- 1. 招集日時 令和5年9月26日(火) 午後2時~
- 2. 招集場所 市役所 5 階 会議室
- 3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園三十昭
7	里義文	15	大瀬 昭信
8	野﨑 清志	16	中棚昭三十

- 4. 欠席委員 0名
- 5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長 池 秀 平 事務局次長 勝 裕 美 笠利支所主幹兼分室長 中村 幸信 笠利支所主幹 竹山 和幸 住用会計任用職員 朝井 光德

- 6. 報告事項
 - ・ブロック別研修会のお知らせ10月18日(水曜日) 奄美市市民交流センター
 - ・活動報告書について
 - ・利用状況調査について
- 7. 議事日程
 - (1) 会議録署名委員の指名について
 - (2) 会期の決定について
 - (3) 議案について

- 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第57号 非農地の認定について
- 議案第58号 奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見について (除外)
- 議案第59号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の 決定について
- 議案第60号 奄美市農用地利用集積計画 (中間管理機構の合意解約)の決定について
- 議案第61号 奄美市農用地利用集積計画 (中間管理機構)の決 定について
- 議 案 第 62号 農 業 経 営 基 盤 の 促 進 に 関 す る 基 本 的 な 構 想 (案) に対する意見書について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。 これから、令和5年第9回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、14番 柿園 委員と15番 大瀬 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第55号から62号までの8件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議長

(岸田 会長)

日程第3

議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について議題といた します。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池局長)

説明をする前に3点、訂正の方をお願いします。

- ・1ページのNo.37の畑の面積が324㎡となっていますが正しくは353㎡であります。宜しくお願い致します。
- ・同じく、1ページのNo.35につきましては9月25日、月曜日に本人からの取り下げ申請がありましたので、この案件につきましては「取り下げ」といたします。
- ・44ページのNo.17でありますが売買ではなく正しくは贈与であります

議案第55号の3条許可申請について

1ページをお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は3件の申請です。

内訳は売買が3件でございます。

2ページをお開き下さい。

NO.34は,譲渡人が所有する1筆の農地区分については第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地は4,236㎡で売買による所有権移転の申請となります。

取得後は4ページの(3)の①に記載されているとおり本人は笠利の農業研修生であり卒業したのちは新規認定農家として就農する予定であります。

また、農地取得後は、パッションフルーツを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

22ページをお開き下さい。

NO.36は,譲渡人が所有する2筆の農地区分については第1種農地であります。

譲渡人の2筆の農地は4,595㎡で売買による所有権移転の申請となります。

また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

33ページをお開き下さい。

NO.37は,譲渡人が所有する1筆の農地区分については第2種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の合計は 353㎡で売買による申請となります。 また、農地取得後は、野菜を栽培する予定であり、営農計画書も提出され ております。

以上3件でございます。

議長 (岸田 会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次、譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告を求めます。

それでは、まずNo.3 4調査報告お願いします

7番

(里 委員) 譲受人についての説明

議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請についてNo.34の譲受人について調査報告をいたします。

9月18日午後3時頃より自分と農業委員の大瀬さんと推進員の福さんと譲受人と申請地の農地に於いて聞き取り調査及び農地の現状確認調査を行いました。

譲受人は笠利の営農センターで農業の研修生として2年目になるとの事でした。皆さんもご存じと思いますが定例総会において農業委員と新規 農業研修生と意見交換の話し合いをしたときの一人でもあります。

4ページをお願いします。1の作付け予定作物の所がパッションフルーツと書いてありますがカボチャの栽培もしたいとのことでした。

43歳と歳も若く自分の自己資金で農地を購入して研修生の農地が自分のミカン園の後ろにありトラクター、耕運機を運転して農地を耕したり草刈り機で農地の周りの草刈りをしている姿を見てビックリした事があ

ります。農作業に一生懸命に頑張っていますので問題ないと思います。 4ページをお願いします。2の耕運機、管理機、動力噴霧器に於いてはリースと書いてありますが草刈り機においては直ぐに購入をしたいとの事でした。また、耕運機においては購入を考えているとの事でした。農地の現状はサトウキビが栽培されていました。

周りの農地は1種農地であり周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。農地の単価に於いても周りの相場でありますので問題ないと思います。土地の所在、及び権利の設定などに係る記載内容に間違いないとの事でした。

農作業へ常時従事することや耕作地への距離からも問題ないと思います 取得後は経営発展支援事業を活用してビニールハウスを3~4棟建て、 残りの農地にカボチャを栽培したいとの事でした。また、経営発展支援 事業を活用してビニールハウスを建てたいとありましたので笠利の営農 センターの担当者からも申請に間違いないか確認もしてあります。 ご審議の程よろしくお願いいたします。

15番

(大瀬 委員) 譲渡人についての説明

農地法3条の規定による№34について、調査報告をいたします。

渡人は82歳と高齢のため少し認知があるため。9月25日、月曜日午前10時10分に名瀬にいる、代理人である妹に電話で話しを聞きました。4年前までは渡人がサトウキビを栽培していましたが、その後は従弟がサトウキビを栽培しておりました。

今回、売買の話しがあり、土地4,236㎡を譲受人に売買したいとの事です。土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとのことでした。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

15番

(大瀬 委員)土地についての説明

9月18日、月曜日午後3時に譲受人、委員の里さん、推進員の福さん、私と、圃場で待ち合わせて、土地の現地確認をしました。

現在はサトウキビ収穫後、売買の話しがありサトウキビが放置されておりますが農地として問題ないと思います。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別 紙のとおりであります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

No.36の調査報告お願いします。

笠利

(竹山 主幹) 譲受人についての説明

事務局

農地法3条の規定による許可申請書、№36の件について報告いたします。9月20日、水曜日午前10時25分に譲受人と電話にてお話を聞くことが出来ました。

土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとのことでした。

皆様のご審議をお願いいたします。

1番

(濱手 委員)譲渡人についての説明

農地法3条の規定による許可申請No.36、譲渡人について調査報告をいたします。

9月22日午後3時に譲渡人の職場にて直接面談で話しを聞くことが出来ました。

この書面に間違いはないとの事でしたが、この土地は親からの相続であるとの事、また $2\sim3$ 年前にも一部売買している事などの説明がありました。今回の売買で相続分の畑はすべて処分が済みましたとの事です。売買単価1反あたり515,000円余りも間違いないとの事でした。以上、報告いたします。皆様方のご審議の程よろしくお願いいたします。

(栄 委員)土地についての説明

11番

農地法第3条の規定による許可申請の№36の土地について調査報告いたします。9月20日、11時頃に現地を確認しました。

28ページをご覧ください。申請地は農道が縦に2号線、農道が横に3号線が交わる場所にあります。

申請地な北側に農道縦2号線、東側に農道3号線と地元の呼称になっています。

土地は基盤整備された第1種農地です。数年前まで、サトウキビが栽培されていました。

3年ほど前から売地の看板が建ち、現在はススキ等が人の背丈以上伸び 耕作放棄地の様相になっています。

申請地は第1種農地であり、周辺の農地への影響もなく問題ないものと思います。譲受人、譲渡人とも申請書の通りです。よろしくお願いいたしますとの事でした。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別 紙のとおりであります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(岸田 会長)

それではNo.37の調査報告お願いします。

(土浜 主幹)譲受人についての説明

10番

農地法第3条の規定による許可申請の№37の譲受人について調査報告いたします。

9月19日午前9時に電話で話しを伺いました。

譲受人は現在、実家の十島村にいるということで電話の調査となりました。譲受人は貸ペンションを自宅の近くで2棟経営しておりお客さんに 野菜などを提供していたが借りていた畑を返すことになったので今回、 畑を取得したいとのことでした。

12番

(山田 委員)譲渡人についての説明

農地法第3条の規定による許可申請の№37の件について調査報告いたします。

9月24日、日曜日の9時20分に譲渡人へ電話にて、お話しをお伺いいたしました。

当該土地は、4~5年前までは父親と一緒にポンカンやタンカンを植えていたのですが、父親の介護が必要になってからは、使っていませんと言うことでした。

土地の所在、地番、地目、面積、対価等は間違いありませんと言うことでした。以上、報告いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

10番

(土浜 委員) 土地についての説明

土地について9月20日午前10時に竹山主幹、前田推進員と一緒に現地確認をしました。資料の41ページをご覧ください。

申請地は現在少し草が生えた状態で何も栽培されていませんでした。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別 紙のとおりであります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

それでは、№34~37について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請, No.34~No.37 については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

(岸田 会長)

日程第4

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請No.17~No.21について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第56号 5条の許可申請について

44ページをお開き下さい。

今月の5条申請は5件で1件が贈与、4件が売買となります。

45ページをお開き下さい。

No.17につきましては、渡し人の所有する奄美市名瀬大字大熊で申請内容といたしましては1筆の農地面積680㎡を内311.04㎡について、一般住宅建設するための贈与による所有権移転でございますまた、申請地の周辺は住宅や朝日小学校があり、市街地近郊農地であることから第2種農地であります。

59ページをお開き下さい。

No. 18 につきましては、No. 19 と関連するため内容については同一であります。

譲渡人がそれぞれ違うため別々に説明したいと思います。

No.18の渡し人の所有する奄美市名瀬大字小湊の申請内容につきましては、1筆の農地面積536㎡を宿泊施設及び食堂を建設するための売買による所有権移転でございます。

また、申請地の周辺は小湊集落内にあり接続地域でもあることから第2 種農地であります。

72ページをお開き下さい。

No.19につきましては、先ほど説明したとおりNo.18と関連いたします。 No.19の渡し人の所有する奄美市名瀬大字小湊で申請内容につきましては、1筆の農地面積332㎡を宿泊施設及び食堂を建設するための売買による所有権移転でございます。農地区分につきましてはNo.18同様、第2種農地であります。

85ページをお開き下さい。

No.20につきましては渡し人の所有する奄美市笠利町大字宇宿で申請内容といたしましては1筆の農地面積435㎡について、コンテナ店舗事

業所及び駐車場の設置をするための売買による所有権移転でございますまた、申請地の周辺は住宅が点在しており収集団の生産力の低い農地であることから第2種農地であります。

97ページをお開き下さい。

No. 2 1 につきましては渡し人の所有する奄美市名瀬和光町については平成27年11月26日において5条許可が提出されました。

当時の許可申請内容といたしましては駐車場です。

その後、駐車場は設置されずこの状況のままで放置されていました。

この度、当時の申請者に事務局から連絡をしたところ、ゆくゆくは息子のために家を建てる予定で中々、目途がつかなく土地だけをとりあえず取得するため駐車場として移転したという内容でした。

今回の申請については事業進捗報告書もなく事業計画変更申請ということで提出があり、再度5条申請ということになったところです。

この内容につきましては農業会議所に相談したところ了解したところであります。

改めて今回の申請内容といたしましては1筆の農地面積264㎡について、一般住宅建設するための売買による所有権移転でございます申請地の周辺は住宅地で、市街地農地であり、都市的整備がされた区域内の農地であることから第3種農地であります。

以上5件でございます。

議長

(岸田 会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。

13番

(田中 委員) 譲受人についての説明

議案第56号農地法第5条の規定による許可申請についてNo.17の譲受人の報告をさせていただきます。

9月24日9時30分譲受人に電話で話しを聞くことができました。

土地の所在等書類の記載内容に間違いないとの事でした。

この土地は譲受人の妻の叔父が所有する土地を分筆して贈与してもらうそうです。

以上、報告いたします。

1番

(浜手 委員)譲渡人についての説明

農地法第5条の規定による許可申請について№17の譲渡人の報告をさ せていただきます。

9月23日午前10時に譲渡される土地の現地で待ち合わせをして話し を聞くことが出来ました。申請書には間違いないとの事でしたが対価に ついてはなぜ0円なのかと質問いたしましたら譲受人が譲渡人の妹の娘 さんの旦那さんであるということで贈与したいとのことでした。

以上、報告いたします。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

1番

(浜手 委員)土地についての説明

No.17の譲渡人の土地についてご調査報告させていただきます。

9月23日午前10時頃、現地にて待ち合わせをして確認しました。 その土地は道路沿いにあり住宅地としては最適と思いました。全面、雑 草に覆われていましたが草刈り機で刈り取れる程度で事前着工等もなく

特に問題はないと思います。

以上、調査報告いたします。

議長

(岸田 会長)

No.18、No.19において私からの調査報告がありますので議長を会長代 理と交代いたします。

会長代 理議長

(榮 会長代理)

No.18、No.19につきましては私の方から総会進行を行いますので御協 力の程よろしくお願いします。

それではNo.18お願いします

名瀬 事務局

(勝 次長) 譲受人についての説明

59ページ№.18、及び№.19について関連性がありますのでまとめて 報告いたします。

譲受人の会社が神奈川県にありますので9月22日、9時30分頃電話 にて社長に申請内容の確認をいたしました。

No.18、19とも譲受人の住所、移転する土地の所在、権利の設定等に係 る対価等の記載内容にも間違いないとの事を確認いたしました。

転用目的の宿泊施設及び、食堂の建設も間違いないとのことです。

小湊小学校の児童数が減っていると区長さんから聞いており、何とかな らないかと思い、出身地である小湊地区の活性化を目指しているとのこ とです。70歳という譲受人の年齢的なものもあり建築等の時期も1年 以内に行うとのことでした。

社長は譲渡人の№18、№19は小湊出身なので知ってはいましたが、 自分が小湊を離れて50年程になるので特に交流があったわけではない そうです。

なお、隣接する土地の所有する宅地も購入し、一体的に利用するとの事でした。

委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。以上でございます。

9番

(岸田 委員) 譲渡人についての説明

農地法5条の規定による、№18の譲受人について調査報告を致します。 9月20日、午前10時に譲受人と現地で話しを伺いました。

譲受人は足に障害をもっておられ農作業は出来ないとの事でした。

また、お子さんが2人いらっしゃいますが2人とも内地に移住されて帰ってくる予定もないとの事で今回の売買に同意したとの事でした。また、申請内容に相違ないとのことでした。

9番

(岸田 委員) 土地についての説明

63ページをお開き下さい。場所は小湊集落奥の漁港の近くにあり申請地は50cm程草で荒れていて事前着工もされていませんでした。

6 1ページをお開き下さい。小道と申請地の間の土地を通らないと申請地へ行けないのですが、この土地については№.1 9 で報告する所有者の実兄の宅地でありここについても売却予定だそうです。

委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたしますとの事でした。

名瀬

(勝 次長)譲渡人についての説明

事務局

7 2ページNo. 1 9 の譲渡人が鹿児島市にお住まいですので9月20日、午後1時30分頃電話にて申請内容の確認をいたしました。

譲渡人の住所、移転する土地の所在、権利の設定等」に係る対価等の記載内容にも間違いないとの事を確認いたしました。

譲渡人と譲受人は元々面識がなかったとのことでしたが、譲受人が小湊 出身者で宿泊施設、食堂等を作りたいということは聞いているとのこと です。なお、隣接する宅地も譲渡人の所有ですが、そこの土地も譲受人に 売却するとの事でした。

9番

(岸田 委員)土地についての説明

農地法第5条の規定によるNo.19の土地について調査報告を致します。 9月19日、午後6時に鹿児島在住の譲渡人に電話でお話してNo.18の 譲渡人が実弟で代理ですと回答があったので午前10時に譲渡人代理と 現場確認致しました。

7.4ページをお開き下さい。場所は№.1.8の隣にあり申請地は5.0cm程の草で荒れていて事前着工もされていませんでした。

No.18での報告でも説明いたしましたが小道と申請地の間の宅地も譲渡 人の所有でありここについても売却予定だそうです。

委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたしますとの事でした。

会長代

(榮 会長代理)

理議長

会長からの調査報告が終了しましたので議長を交代いたします。

議長

(岸田 会長)

(議長交代)

それではNo.20より担当調査委員から報告をお願いします。

笠利

支所

(竹山 主幹) 譲受人についての説明

農地法第5条の規定によるNo.20について調査報告を致します。

9月20日水曜日、午後3時15分に譲受人である会社の代表取締役社長と電話でお話しを聞くことができました。

譲受人の会社は東京に本店を置きインテリア雑貨及び日用品雑貨を販売しているが事業拡大のため店舗、事務所、駐車場の建設目的での申請であります。記載内容に間違いないとのことでした。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

15番

(大瀬 委員) 譲渡人についての説明

農地法第5条許可申請、№20の譲渡人の調査の説明を致します。

9月21日、火曜日午後3時15分に譲渡人の自宅に出向き話しを聞き取りました。

譲渡人は88歳と高齢で受け答えもしっかりしていますが隣にいる長男も交えて話しを聞き取りました。土地の所在等、対価についても間違いないとの事です。

15番

(大瀬 委員) 土地についての説明

89ページの案内図のように集落内にあり平成26年8月に譲渡人の旦那さんが亡くなる翌年までサトウキビを耕作しており8年間放置され休耕地となっています。

その南側の隣接する土地も農地法第5条許可済みになっています。 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

それではNo.21お願いします

12番

(山田 委員) 譲受人についての説明

農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo. 2 1 について、調査報告いたします。

譲受人、譲渡人は親子になります。

連絡先が譲受人の奥さんになっていましたので、連絡をとりまして申請書の内容はご存じですか?と尋ねました。代理人の行政書士との面談は譲受人と二人でしたので大丈夫ですとのことでしたので9月22日10

時30分に市役所の3階ロビーでお会いして聞き取りを致しました。

この土地は、平成27年11月26日に駐車場としての5条の転用許可 を受けている土地であります。

土地の所在、地目等も記載通りで転用計画も記載通り、資金調達計画も 記載通り代替え地も3ケ所検討されているのが記載されています。

必要な図面等も添付されています。

104ページには事業計画が駐車場から一般住宅への農地転用事業計画 申請書も提出されています。

その記載に関しても記載通りであります。

被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、そして106ページには確 約書も添付されています。問題ないかと思います。

以上、ご報告いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

名瀬

事務局

(勝 次長)譲渡人についての説明

農地法第5条に係る調査報告をいたします。

104ページ№21の譲渡人が鹿児島市内にお住まいですので9月20 日17時頃電話にて、本人は耳が遠いということですので妻に申請内容 の確認をいたしました。

譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等 の記載内容にも間違いないとの事を確認いたしました。

譲渡人は譲受人と親子にあたるそうです。

委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

1番

(濱手 委員)土地についての説明

農地法第5条第1項の規定による許可申請書No.21の土地について調査 報告をいたします。

9月17日午前11時頃、現地を確認しました。その土地は道路沿いに 有り2区画の空き地の内の1区画でした。その土地には15cm程の雑草 が一面に生えていました。事前着工もなく問題ないと思います。 以上報告いたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対するNo.17~No.21の質疑に入ります。 質疑はございませんか

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請 $No.17 \sim No.21$ について」は、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

(岸田 会長)

日程第5

議案第57号 非農地の認定について $No.16 \sim No.19$ を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第57号 非農地証明願いについて

109ページをお開き下さい。

今回の申請は名瀬が1件、笠利3件の計4件の申請です。

110ページをお開き下さい。

No.16につきましては奄美市名瀬大字芦花部の2筆で113ページの案内図から名瀬から芦花部集落方向へ旧道沿いにある2筆で317㎡の申請であります。

115ページをお開き下さい。

No.17につきましては笠利町大字和野の1筆で118ページの案内図から空港近くにあるガソリンスタンドの後ろに位置している農地で279 m²の申請となります。

121ページをお開き下さい。

No.18につきましては笠利町大字節田の1筆で123ページの案内図から老人ホーム近くの農地437㎡の申請となります。

126ページをお開き下さい。

No. 19 につきましては笠利町大字節田の 1 筆で 129 ページの案内図から No. 18 から少し北側に位置する農地 726 ㎡の申請となります。

以上4件でございます。

議長

(岸田 会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。

12番

(山田 委員) 願出人の説明

議案第56号、非農地証明願いのNo.16について調査報告いたします。 9月19日火曜日、11時10分に申請者が高齢のため息子さんの事務 所へ訪問してお話しを伺いました。

土地の表示も記載通りで間違いなく、現況も記載通りで間違いありませんとのことでした。位置図、案内図、現状の写真も添付されているとおりとのことでした。

以上、調査報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

13番

(田中 委員) 土地の説明

議案第56号、非農地証明願いの№16の土地について調査報告いたします。

9月25日、9時現地を確認いたしました。

場所は芦花部集落少し手前に左に入る道があり、住宅の裏の山になります。土地はかなり大木が生い茂り、ほとんど斜面のような状況でした。 生産性の低い畑であり、農業には向いていない土地と判断いたします。 以上、報告いたします。

議長

(岸田 会長)

No. 1 7 お願いします。

5番

(朝 委員) 顧出人の説明

議案第57号の非農地の認定についてのNo.17について調査報告をいたします。

9月23日午前9時頃、申請人の自宅を訪問し本人から話しを伺いました。申請地は周りの土地よりも低く窪地になっており、またトラクター等の機械進入路がないため平成10年頃から耕作していないとのことです。休耕地になる前は細い道を50m程、サトウキビを担いで出荷していたとの事です。今後も耕作する予定はなく草木が生えているとのことでした。

5番

(朝 委員) 土地の説明

9月19日午前9時40分頃、岩元推進員、竹山主幹と3人で現地を確認しました。116ページをご覧ください。申請地の西、北側の土地は第4回定例会で非農地証明願いの提出された土地です。

東側は原野で、南側は雑木が生えています。また、周りの土地より3~4 m低く窪地になっており水捌けの悪い土地で草木が繁殖しておりまし た。農業機械等の進入路もないため、今後も農業に困難な土地だと思います。以上、報告いたします。

議長 (岸田 会長)

No.18お願いします。

12番 (山田 委員) 願出人の説明

願出人についてNo.18、19と同一人物のため併せて調査報告いたします。

9月19日火曜日、電話連絡をしたのですが中々連絡がつかず9月20日水曜日の午前9時20分に電話連絡がつきましたので電話にて確認させていただきました。

5番 (朝 委員) 土地の説明

9月19日午前9時10分頃、岩元推進員、竹山主幹と3人で現地を確認しました。

122ページをご覧ください。申請地の南側は野菜畑、東側は農道、西と 北側は原野となっています。申請地は雑草と雑木が繁殖していました。 また、周辺より1m下がり窪地となっているため、周辺の雨水が溜り湿 地化しています。今後も農業に困難な土地だと思います。 以上報告いたします。

(岸田 会長)

№ 19の土地について調査報告お願いします。

(朝 委員) 土地の説明

9月19日午前9時20分頃、岩元推進員、竹山主幹と3人で現地を確認しました。

127ページをご覧ください。申請地の南側は雑木の生えた休耕地、西側は野菜畑ですが5m程の高低差があります。北側はサトウキビ畑ですがここも3mほどの高低差があります。申請地には雑木が繁殖していました。また、農業用機械等の入る道路はなく海風も強いため、今後も農業に困難な土地だと思います。

以上報告いたします。

議長 (岸田 会長)

これから本案に対する $No.16 \sim No.19$ の質疑に入ります。 質疑等ございませんか

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議長

5番

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第57号 非農地の認定についてNo.16~No.19については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

日程第6

(岸田 会長)

議案第58号 奄美市農業振興地域整備計画の変更(除外)№19について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 事務局長)

131ページをお開き下さい。

今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、除外1件の申請であります。

この除外1件の申請につきましては農振の担当者であります名瀬総合支所 農林水産課 農政水産係 勇係長から説明のほどよろしくお願いいたします。

名瀬 農林水

産課

(勇 農政水産係長)

農林水産課 勇です。

今回の案件につきましてですが、1件ございます。

個別の除外の手続きとなります。では資料に基づき説明させて頂きます。

まず件1 (No.19) であります

申 請 地:奄美市笠利町大字手花部(地目:畑)

申出面積:1,173 m²

変更理由:保養所及び駐車場建設の為の除外申請であります。

当該土地は、市笠利支所から東へ約1.5キロに位置し、集団性を有する優良な農地、農振農用地区域内に存在しています。

しかしながら、当該土地は、その辺のほとんどを農用地区域外地域に接しております。

また直近の農用地区域も飛び地の様相であり、農用地区域に指定をされておりますが、農地の集団性としては薄いものと思われます。

このことから、除外手続き要件には問題がないものと勘案されますが、 調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願 い申し上げます。

以上、皆さまのご審議をお願い致します。

(岸田 会長)

議長

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。

6番

(西 委員)申請者についての説明

奄美市農業振興地域整備計画の変更、除外について

9月15日金曜日、午後6時30分頃、申請者にお会いしてお話しを聞くことができました。

農振除外の理由としては、この畑は30年前までは親父さんが花を栽培されていました。また、お話しによると昔は砂地だったそうで別な畑の土と入れ替えもしました。石がある畑だそうです。

申請者も農業をしないということで譲受人に売りたいということです。申請内容は間違いないということです。

2番

(泉 委員)土地について

申請地は前肥田コミニティセンターから50m程の市道の海岸線沿いに位置しており、申請地の確認は前田推進員、竹山主幹、泉で9月15日金曜日午後4時30分頃に譲渡人と土地家屋調査士の立ち合いの下で行いました。

申請地は雑草地と木に囲まれており農業用地としては利用できない状況にあり申請書のとおり、農振地除外に該当すると判断します。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対するNo.19について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件No.19について賛成の委員は挙手をお願いします。

賛成が多数であります。

よって、No.19について奄美市農業振興地域整備計画の変更、除外、については、適当という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

議長

(岸田 会長)

日程第7

議案第59号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定についてと、 議案第60号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の合意解約の決 定について、

議案第61号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定について 議題といたします。

なお、議案59号において田中委員の案件がありますので一時退席の程 をお願いいたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案59号農用地利用集積計画の決定について

149ページをお開き下さい。総括表になります。

今月は、名瀬地区が1年、5年、10年、20年と7筆で6,483㎡となっております。

今回、1年間の申請をしている2人の農家さんは元研修生であり、この 農地については毎年、就農促進ハウスの契約を行っているところで、ま たハウス契約者が変わるたびに更新している農地であります。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていることを報告いたします

議案60号奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)合意解約の決定 について

154ページ総括表をお開き下さい。

笠利地区において1筆、面積が1,971㎡の解約となります 解約理由といたしましては、再度農地中間にて契約を行うものであります。 議案61号奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定について

158ページ総括表をお開き下さい。

笠利地区が10年間の賃貸借、6筆で面積が6,670 ㎡となります作物につきましては5筆がサトウキビで1筆が露地野菜となっております。

以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第59号~61号の決定について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

(岸田 会長)

議長

日程第8

議案第62号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する意見書について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案62号につきましては担当者であります名瀬総合支所 農林水産課 農政水産係 勇係長から説明のほどよろしくお願いいたします。

名瀬 農林水

産課

(勇 農政水産係長)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する意見書 の提出に係る議案についてご説明させていただきます。

このことにつきましては、議案資料(案)の通り策定致したく考えてお

ります。

また策定の際には関係機関の意見添付の上、県と協議を図る事が必要になります為、貴農業委員会の意見を求めるものでございます。

参考に申し上げますと、農協さんにも意見提出をお願い申し上げてございます。

また内容につきましては、国の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、 同法第6条に基づく県及び市町村の基本構想を変更する必要が生じた為 の変更であり、

5年に1回の必要な見直し等ではなく、そのほとんどが県の基本構想に 文言を合わせた

内容になっておりますので、ご理解を賜りますようにお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第62号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する意見書については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました連絡事項等があるようですので、協議会へ移します。

< 協議会 >

事務局

(池 局長)

- 1. 協議事項
- 2. その他
 - 延期となったブロック別研修会について 日時:10月18日(水)開催予定

議長

(岸田 会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。 令和5年9月26日

奄美市農業委員会 会長 岸田 国広

署名委員 柿園 三十昭署名委員 大瀬 昭信作成者 池 秀平